

「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」の長崎県開催について

1 「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」の概要

(1) 国民文化祭

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、伝統芸能や文学、音楽、美術などの各種芸術、食文化などの生活文化等の活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与するもの。（文化庁ホームページ抜粋）

(2) 全国障害者芸術・文化祭

障害者の芸術文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、全国持ち回りで開催している。平成29年度から、国民文化祭と一体的に開催。（厚生労働省ホームページ抜粋）

(3) 近年の開催状況（予定）

開催年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開催県	和歌山県 宮崎県（新型コロナの影響により延期開催）	沖縄県	石川県	岐阜県	長崎県

2 長崎県の進捗状況

(1) 名 称 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭

(2) 会 期 令和7年9月～11月の間で県が調整中

(3) 主 催 文化庁、厚生労働省、長崎県、長崎県実行委員会、県内市町、文化団体、障害者関係団体 等

(4) 長崎県実行委員会の設立

ア 設立日 令和4年11月7日

イ 構 成 知事、県内各市町長のほか、経済、医療、学校、報道など様々な業種の団体や企業の代表者 98名で構成

ウ 事 業 ①国民文化祭、全国障害者芸術文化祭の開催に必要な企画及び運営に関するこ

②関係機関及び団体との連絡調整等に関するこ

③その他目的を達成するために必要な事項に関するこ

参考

「美ら島おきなわ文化祭 2022」(第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭)の模様

①開会式 令和4年10月23日(日)

会場：沖縄コンベンションセンター（宜野湾市）



②閉会式 令和4年11月27日(日)

会場：那覇文化芸術劇場（那覇市）



③全国大会

小倉百人一首競技かるた全国大会

会場：沖縄県立武道館（那覇市）



④全国大会

太鼓の祭典

会場：名護市民会館（名護市）



⑤各市独自事業（伝統芸能）

じのーん地域伝統芸能まつり

会場：ぎのわん海浜公園（宜野湾市）



⑥各市独自事業（演劇公演）

劇団かなやらび公演会

会場：宮古島市文化ホール（宮古島市）



⑦各市独自事業（展示）

NAGO みんなのハート&アート展

会場：名護市民会館（名護市）



⑧各市独自事業（障がい者交流事業）

ちむぐくるゆいフェスタ

会場：シャボン玉石けん くくる糸満
(糸満市)



写

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭

長崎県実行委員会 設立総会

日時：令和4年11月7日（月）14：00～

場所：ホテルニュー長崎 凤凰閣

次 第

1 開会

2 あいさつ

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県議會議長 中島 廣義

3 「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」概要

4 議事

1 第1号議案

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会
設立及び会則について

2 第2号議案

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会
役員及び委員の委嘱について

5 閉会

白 紙

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の概要

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭は、全国的な文化の祭典です。平成29年からは両文化祭が一体的に開催されており、現在は、天皇皇后両陛下が地方を訪問される「四大行幸啓」の一つとなっています。

【国民文化祭】

国民文化祭は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の我が国の芸術文化の振興に寄与するものです。

【全国障害者芸術・文化祭】

全国障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的としています。

本県におけるこれまでの経緯

【令和2年度】

7月	「長崎！県市町スクラムミーティング」において、県と市町が一体となって取り組むことについて合意形成
9月	県議会において、知事が誘致を表明
10月	令和7年度国民文化祭開催の要望書を文化庁長官に提出

【令和3年度】

7月	文化庁において、令和7年度第40回国民文化祭開催地内定書交付式
10月	全国障害者芸術・文化祭の開催決定
11月	基本構想策定に向けた第1回有識者会議を開催
3月	基本構想素案について有識者への意見照会

【令和4年度】

7月	市町担当課長会議（文化担当課、障害福祉担当課合同）
8月	基本構想策定に向けた第2回有識者会議を開催

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭 実施事業の概要（案）

文化祭実施事業の概要（案）

<これまでの長崎県に求められていること>
・新幹線開業効果による交流人口の拡大
・長崎の特色ある文化芸術によるインバウンドの拡大
・ふるさと長崎県を誇りに思ふ将来を担つていく人材の育成

取組の性質

- ① 文化芸術資源の磨き上げによる更なる交流人口の拡大
- ② 文化芸術振興を通じた平和や国際交流の意義の発信
- ③ 文化芸術活動への若者の参画、ふるさと愛着の醸成

①開閉会式【主催:国県、負担:国】
(開会式) 長崎県の文化や歴史を音楽やダンスで表現するステージプログラム、式典(天皇皇后両陛下ご臨席)
(閉会式) 県内各地で行われた取組を総括するステージプログラム、式典、次期開催県への引き継ぎ

②文化事業の全国大会【主催:市町、負担:県、市町】
市町が文化団体と連携し、全国規模の発表や公演、展覧会、交流会を実施
【例】合唱、川柳、小倉百人一首かるた、吟剣詩舞、健康マージャンなどの全国大会

③市町プログラム【主催:市町、負担:県、市町】
市町が地域の特色を活かし、文化祭の趣旨やテーマに沿ったイベント(障害者交流事業含む)を実施
【例】地域資源を活用したアート展示やコンサート、伝統芸能など

④障害者芸術・文化祭【主催:県、負担:県】
日頃の活動の成果発表の場を創出し、誰もが一緒に参加し交流できる文化芸術事業を実施
【例】障害者アート作品展、障害のある人も一緒に参加するコンサートなど

⑤県主催事業【主催:県、負担:県】
県が政策的に行う本県の文化芸術資源を活用した交流人口拡大や人材育成につながる取組
【例】食文化、若者が主催するダンスイベント、海外アーティストを招聘したアートイベントなど

⑥民間との連携事業【主催:民間、負担:民間】
文化祭の趣旨に賛同し民間資金で実施する文化祭との相乗効果を図るイベントとの連携
【例】長崎国際音楽フェスティバルなど

目指す姿

文化を通じた「人づくり、基盤づくり、地域づくり」の仕組みを将来に継承する

先催県の開催状況（令和3年・宮崎県）

1. 開会式



2. 閉会式



3. 文化事業の全国大会



太鼓の祭典（宮崎市）

連句の祭典（日南市）

全日本健康マージャン大会
(宮崎市)

いけばなの祭典（高鍋町）

4. 市町プログラム



のべおか天下一薪能
(延岡市)



人形劇まつり（延岡市）



御池の滝伝説アートプロジェ
クト（都城市）



日向のお国自慢大集合！展
(日向市)

5. 障害者芸術・文化祭事業



全国障がい者アート作品展

"こころ"のふれあうフェスタ

演劇公演

アートフェスティバル

6. 県主催事業



© K.Miura



© K.Miura



記紀・神話・神楽

宮崎国際音楽祭

若山牧水

宮崎の食文化

※国民文化祭・みやざき2020 全国障害者芸術・文化祭みやざき大会 公式記録より引用

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 長崎県実行委員会の設立

第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭を令和7年秋に開催するにあたり、開催準備、運営、実施等に必要な事業を行うため、国民文化祭開催要綱（文化庁）及び障害者芸術・文化祭開催要綱（厚生労働省）に基づき、「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会」を設立する。

【参考】

○国民文化祭開催要綱（抜粋）

6 国民文化祭実行委員会

(7) 文化祭の開催のために必要な企画を行い及びこれを実行するため、開催地の地方公共団体は国民文化祭地方公共団体実行委員会（以下「地方公共団体実行委員会」という。）を組織する。

○障害者芸術・文化祭開催要綱（抜粋）

3 都道府県実行委員会

(1) 開催都道府県は、芸術・文化祭に必要な企画及び実施のため、都道府県実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織する。

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会 会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第40回国民文化祭（以下、「国民文化祭」という。）、第25回全国障害者芸術・文化祭（以下、「全国障害者芸術・文化祭」という。）の開催準備、運営、実施等に必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 国民文化祭、全国障害者芸術文化祭の開催に必要な企画及び運営に関する事項
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関する事項
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関する事項

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、長崎県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係機関及び団体の役職員
 - (2) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者
- 5 会長は実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、副会長がその職務を代理する。

（監事）

第5条 実行委員会に、監事を置く。

- 2 監事は、会長が委嘱する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(任期)

第6条 会長、副会長、委員及び監事の任期は、第16条の規定に基づき、実行委員会が解散する日までとする。ただし、会長、副会長、委員及び監事が就任時の機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で職を失い、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 前項の規定（ただし書を除く。）にかかわらず、特別の事情があるときは、この限りでない。

第3章 会議

(会議の種類)

第7条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 国民文化祭企画会議
- (3) 全国障害者芸術・文化祭企画会議

(総会)

第8条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の基本構想及び実施計画に関する事項
 - (3) 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備、運営及び実施に関する事項
 - (4) 実行委員会の予算及び決算に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催に係る重要な事項
- 4 総会は、委員（副会長を含む。以下、この条において同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 5 総会の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 7 会長は、必要があるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(国民文化祭企画会議)

第9条 国民文化祭企画会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 国民文化祭の事業の企画、運営及び広報に関する事項

(2) 国民文化祭の実施計画に関する事項

(3) その他、国民文化祭の準備、実施に関する事項

2 国民文化祭企画会議は、審議内容に応じて部会を置くことができる。

3 国民文化祭企画会議は、全国障害者芸術・文化祭企画会議と連携し、第1項の規定により審議した内容を必要に応じて実行委員会に報告する。

4 国民文化祭企画会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(全国障害者芸術・文化祭企画会議)

第10条 全国障害者芸術・文化祭企画会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 全国障害者芸術・文化祭の事業の企画、運営及び広報に関する事項

(2) 全国障害者芸術・文化祭の実施計画に関する事項

(3) その他、全国障害者芸術・文化祭の準備、実施に関する事項

2 全国障害者芸術・文化祭企画会議は、審議内容に応じて部会を置くことができる。

3 全国障害者芸術・文化祭企画会議は、国民文化祭企画会議と連携し、第1項の規定により審議した内容を必要に応じて実行委員会に報告する。

4 全国障害者芸術・文化祭企画会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、その議決すべき事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りではない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課及び福祉保健部障害福祉課内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第13条 実行委員会の経費は、県負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第15条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

第7章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第17条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、長崎県に帰属するものとする。

第8章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

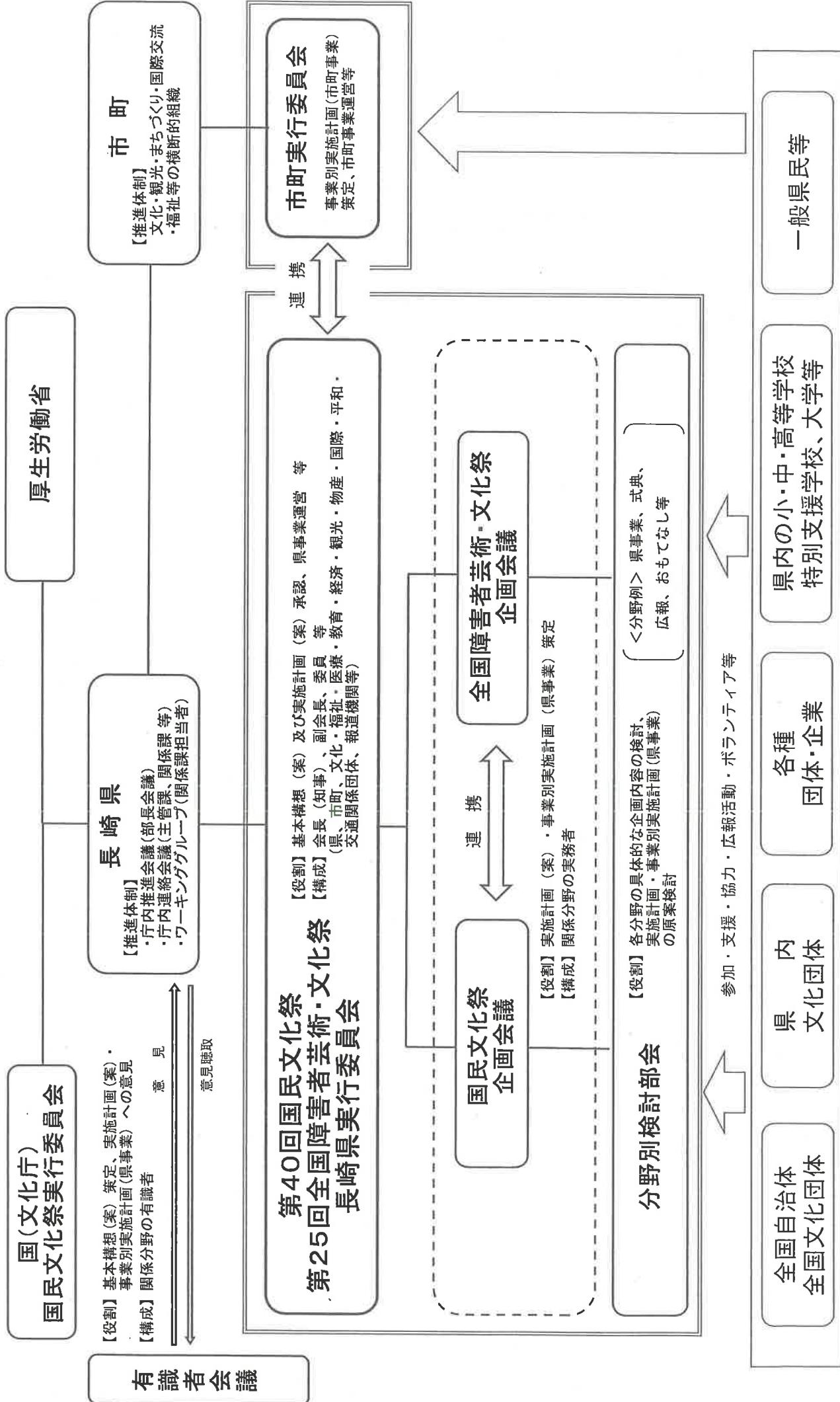
(施行期日)

1 この会則は、令和4年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和5年3月31日までとする。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭実施体制図



第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 長崎県実行委員会役員及び委員の委嘱について

本文化祭の気運を多方面から高めるため、緊密な連携と協力のもと、幅広い各界からの構成とする。(役員及び委員は別紙のとおり)

第40回国民文化祭・第25回全国障害者芸術・文化祭

長崎県実行委員会委員名簿

役職	所属	氏名
会長	長崎県知事	大石 賢吾
副会長	長崎県議会議長	中島 廣義
	長崎県副知事	平田 修三
	長崎県副知事	平田 研
	長崎県教育長	中崎 謙司
	長崎県市長会会長	田上 富久
	長崎県町村会会长	古庄 剛
	長崎県文化団体協議会副会長	河野 英雄
	社会福祉法人長崎県社会福祉協議会会長	出口 啓二郎
委員	長崎県文化観光国際部長	前川 謙介
	長崎県福祉保健部長	寺原 朋裕
	長崎県警察本部長	中村 亮
	長崎市長	田上 富久
	佐世保市長	朝長 則男
	島原市長	古川 隆三郎
	諫早市長	大久保 潔重
	大村市長	園田 裕史
	平戸市長	黒田 成彦
	松浦市長	友田 吉泰
	対馬市長	比田勝 尚喜
	壱岐市長	白川 博一
	五島市長	野口 市太郎
	西海市長	杉澤 泰彦
	雲仙市長	金澤 秀三郎
	南島原市長	松本 政博
	長与町長	吉田 慎一
	時津町長	吉田 義徳
	東彼杵町長	岡田 伊一郎
	川棚町長	波戸 勇則
	波佐見町長	前川 芳徳
	小値賀町長	西村 久之
	佐々町長	古庄 剛
	新上五島町長	石田 信明
	長崎県市議会議長会会長	深堀 義昭
	長崎県町村議会議長会会長	山口 寅一郎
	長崎県美術館館長	小坂 智子
	長崎歴史文化博物館館長	水嶋 英治
	アルカスSASEBO館長	永元 太郎
	長崎県立長崎図書館館長	池田 浩
	一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会会長	土岐 達志
	一般社団法人長崎県知的障がい者福祉協会会長	竹内 一
	長崎県精神障害者団体連合会代表	小林 恵子
	一般社団法人長崎県医師会会長	森崎 正幸
	一般社団法人長崎県歯科医師会会長	渋谷 昌史
	一般社団法人長崎県薬剤師会会長	田代 浩幸
	公益社団法人長崎県看護協会会長	西村 伊知恵
	日本赤十字社長崎県支部支部長	大石 賢吾
	公益財団法人長崎県老人クラブ連合会会長	瀧口 京子
	一般財団法人長崎県地域婦人団体連絡協議会会長	西山 智子

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭

長崎県実行委員会委員名簿

役職	所属	氏名
委員	大学コンソーシアム長崎会長	河野 茂
	長崎県校長会会长	高坂 英晃
	長崎県高等学校長協会会长	鶴田 栄次
	長崎県私立中学高等学校協会会长	菅沼 宏比古
	長崎県特別支援学校長会会长	平田 昭輔
	長崎県高等学校文化連盟会長	平山 啓一
	長崎県中学校文化連盟会長	山鹿 義弘
	長崎県商工会議所連合会会长	
	長崎県商工会連合会会长	吉村 洋
	長崎県中小企業団体中央会会长	石丸 忠重
	長崎経済同友会代表幹事	東 晋
	公益社団法人日本青年会議所九州地区長崎ブロック協議会会长	吉川 航平
	一般社団法人長崎銀行協会会长	山川 信彦
	一般社団法人長崎県観光連盟会長	宮脇 雅俊
	長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	村木 燕介
	一般社団法人全国旅行業協会長崎県支部支部長	前田 寛信
	一般社団法人日本旅行業協会九州支部長崎地区委員会委員長	森 修司
	一般社団法人長崎県物産振興協会会长	黒田 隆雄
	公益財団法人長崎県国際交流協会理事長	宮脇 雅俊
	公益財団法人長崎平和推進協会理事長	調 済
	一般社団法人長崎県バス協会会长	嶋崎 真英
	一般社団法人長崎県タクシー協会会长	四元 永生
	長崎旅客船協会会长	村木 昭一郎
	佐世保旅客船協会会长	木原 廣道
	九州旅客鉄道株式会社執行役員長崎支社長	田中 渉
	長崎電気軌道株式会社代表取締役社長	中島 典明
	島原鉄道株式会社代表取締役	永井 和久
	松浦鉄道株式会社代表取締役	今里 晴樹
	オリエンタルエアブリッジ株式会社代表取締役社長	大人形 綱邦
	全日本空輸株式会社長崎支店支店長	山下 達矢
	日本航空株式会社長崎支店支店長	寺尾 康
	長崎空港ビルディング株式会社代表取締役社長	幸重 孝典
監事	株式会社長崎新聞社代表取締役社長	徳永 英彦
	株式会社毎日新聞社長崎支局長	久保田 修寿
	読売新聞西部本社長崎支局長	小渕 義輝
	株式会社朝日新聞社長崎総局長	藤原 泰子
	株式会社西日本新聞社長崎総局長	前田 徹
	一般社団法人共同通信社長崎支局長	山下 修
	株式会社時事通信社長崎支局長	佐々木 昌巳
	日本放送協会長崎放送局長	山本 真人
	長崎放送株式会社代表取締役社長	東 晋
	株式会社テレビ長崎代表取締役社長	大澤 徹也
監事	長崎文化放送株式会社代表取締役社長	壹岐 正
	株式会社長崎国際テレビ代表取締役社長	川畑 年弘
	株式会社エフエム長崎代表取締役社長	曾我 敏範
	長崎県CATV協議会会长	太田 賢一郎
監事	長崎県市長会監事	白川 博一
	長崎県町村会監事	岡田 伊一郎
	長崎県出納局会計管理者	吉野 ゆき子
計	98名	(順不同・敬称略)

白 紙

写

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭

長崎県実行委員会 第1回総会

日時：令和4年11月7日（月）設立総会後
場所：ホテルニュー長崎 凰凰閣

次 第

1 開会

2 議事

第1号議案

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 基本構想について

第2号議案

令和4年度事業計画について

第3号議案

令和4年度収支予算について

3 閉会

白 紙

第40回国民文化祭
第25回全国障害者芸術・文化祭
基本構想
(案)

令和4年11月

長崎県

1 基本的な考え方

(1) 開催の意義

- 長崎県は、古くから日本の海外交流の窓口であり、先進の文化と技術の中継地として大きな役割を果たすとともに、西洋と東洋が融合した独自の文化を育んできました。
- 「明治日本の産業革命遺産」、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2件の世界遺産、「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」など4件の日本遺産、さらには世界の記憶「朝鮮通信使に関する記録」が登録されており、本県の豊かな文化が国内外から高い評価を受けている証です。
- そして、令和7年度は被爆80年であり、また、長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館開館20周年、長崎空港開港50周年、中華人民共和国駐長崎総領事館開設40周年を迎えます。この節目の年に、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を開催することは、非常に大きな意義があります。文化芸術の振興はもとより、平和の大切さ、国際交流など本県らしい文化の魅力を広く発信し、国内外とのさらなる交流拡大につながる大きな契機となります。
- 令和4年度の西九州新幹線開業により、国内外から県内各地へ多くの観光客の増加が見込まれます。本県は自然・歴史・文化・食・温泉などの豊かな地域資源に恵まれています。また多くの観光地を有する本県は、県民一人ひとりに「訪れた人をおもてなしする心」が根付いています。本県ならではの地域資源を最大限に活かし、国内外から訪れる人を心からのおもてなしをすることで、本県の魅力を発信する絶好のチャンスとなります。
- 本県では、障害の有無にかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な共生社会の実現を目指しています。国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催が、今後の県民の芸術文化活動や地域づくりにおける大きな財産となるよう取り組みます。
- 県内各地の特色や歴史をふまえた地域文化や国際交流は本県が培ってきた財産であり、今後の地域の活力となります。県民一人ひとりが主体的な地域文化の担い手となることで、本県文化の価値を再認識するとともに、地域への愛着を醸成し、誇りを持って暮らし続けたくなるまちづくりを目指します。
- 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を一過性のイベントに終わらせないよう、文化を通じた「人づくり、基盤づくり、地域づくり」の仕組みを将来に継承していきます。

(2) 基本方針

① 歴史を紐解き、未来へつなぐ海外交流

魏志倭人伝に記された壱岐・対馬や遣唐使の日本最後の寄港地である五島、大航海時代以降、西洋の音楽や美術、医学をはじめ、近代産業等の日本伝來の窓口であった長崎など、本県には海外との長い交流の歴史があります。これまでの国際交流の取組は本県の強みであり、文化芸術を通して県民の海外との交流を活発化させ、未来へと交流をつなげていきます。

② 文化芸術によるまちづくり

文化を媒体に、誇りを持ってまちの人が暮らしている、その姿を見て人が入ってくる、という好循環を創り出していくことを目指します。地域に根付いている伝統芸能や祭り、埋もれている文化の掘り起こし、新たな地域文化活動に取り組むことにより、暮らしたくなるまちづくりにつなげていく契機とします。

③ 文化資源を活かした観光の推進

豊かな自然や歴史の中で培われてきた本県ならではの特別な体験ができるプログラムを提供します。長崎検番や神楽、浮立など地域に伝わる伝統芸能や地域で異なる歴史や食などの文化資源を活かし、県民一人ひとりがおもてなしの心で、地域の魅力を発信し、国内や海外からの誘客につなげていきます。

④ 若者や子ども達が創り出す新しい文化とながさきの未来

県民が主体的に地域文化に取り組むことにより、地域で守り育ててきた文化の大切さを一人ひとりが再認識し、次世代へつなげる契機とします。次代を担う若者や子ども達が主体的に関わることで長崎の良さに気づき、ふるさとへの誇りや愛着を醸成し、「ながさき愛」を高めるとともに、新しい文化を生み出すエネルギーとしていきます。

⑤ 文化芸術を通した平和の継承

本県にはこれまで多様なものを受け入れてきた寛容性があります。文化や国籍、価値観の違う人たちと交流し、お互いの理解を深め、多様性を尊重することが、人の心を豊かにします。県民が平和を身近なものとして捉え、文化芸術を通してその思いを表現し、行動することで、平和への願いを継承していきます。

⑥ 心のバリアフリーの推進

文化芸術活動を通して、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、互いに個性を發揮し、認め合い、共に楽しむことにより、社会を構成する一員であることを再認識し、相互の理解をより一層深める契機とします。

2 開催概要

(1) 名 称

第40回国民文化祭

第25回全国障害者芸術・文化祭

(2) 統一名称（愛称）

公募予定

(3) 大会キャッチフレーズ

公募予定

(4) 会 期

令和7年9月～11月の間で調整予定

(5) ロゴマーク

公募予定

(6) 主催者

文化庁、厚生労働省、長崎県、長崎県実行委員会、県内市町、文化団体、
障害者関係団体 等

3 事業展開の方向性

(1) 開・閉会式

基本構想に基づき、長崎県らしさを表現するプログラムを実施します。

(2) 文化事業の全国大会（仮）

全国の文化団体とともに、これまで継続的に実施されてきた分野について、広く出演者や作品を募集し、県内各地で公演や展覧会等を実施します。

(3) 地域の特色あるプログラム（仮）

海外との交流の歴史で培われた世界遺産、日本遺産などの歴史文化、豊かな自然から生み出された食文化のほか、本県の多彩な文化資源、観光資源を活用し、本県ならではの体験ができるプログラムを提供します。

また、地域の伝統文化を継承していく事業や、若者や子ども達が積極的に参加する事業を実施し、県民が本県の魅力を再認識することで、次世代への継承やふるさとへの愛着や誇りの醸成につなげていきます。

さらに、国際交流で発展してきた本県の強みを活かし、多くの国々と文化芸術で交流し、国際交流の更なる推進につなげていきます。

(4) 障害者芸術・文化祭（仮）

共生社会の実現に向け、(1)から(3)は、両文化祭が一体的に取り組むほか、全国から出演者や作品を募集し、ステージイベントや作品展等、日頃の活動成果の発表の場を提供することで、障害のある人の芸術文化活動の活性化を図ります。

また、障害のある人もない人も一緒に参加し交流できる美術や音楽、演劇等の芸術文化事業を実施し、障害のある人の生活を豊かにするとともに、障害に対する国民の理解と認識を深めることで、障害のある人の自立と社会参加につなげます。

4 開催準備計画

(令和4年度)

- 県実行委員会の設置
- 県実行委員会による基本構想の承認
- 企画会議の設置
- 統一名称（愛称）、キャッチフレーズの公募・決定

(令和5年度)

- 国実行委員会による基本構想の承認
- 市町実行委員会の設置
- 実施計画の策定（～令和6年度）
- ロゴマークの公募・決定
- 各種PRイベントの開催

(令和6年度)

- 県実行委員会による実施計画の承認
- 国実行委員会による実施計画の承認
- 事業別実施計画の策定
- 開催要項、募集要項の作成、配布
- 各都道府県に出演者・団体の推薦依頼
- 各種PRイベントの開催
- 岐阜県閉会式における引継式への出席、
次期開催県アトラクションの実施

(令和7年度)

- 各種PRイベントの開催
- 出演者・団体の決定
- 協賛事業、応援事業の実施
- 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭の開催
- 実施報告書、公式記録の作成
- 県実行委員会、市町実行委員会の解散

令和4年度事業計画（案）

1 開催に向けた準備

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の実施計画の策定に向けた事前調整を行う。

- 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会総会の開催
- 国民文化祭企画会議、全国障害者芸術・文化祭企画会議の開催
- 市町、文化団体事業の実施に向けた調整 等

2 開催気運の醸成

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の本県での開催を県内外に幅広く周知し、開催気運の醸成を図るため、広報活動を展開する。

- 親しみやすい統一名称、キャッチフレーズの募集
- 県広報媒体等を活用した広報

3 先催県視察の実施

本県での開催に向け、円滑な準備を図るため、沖縄県で開催される「美ら島おきなわ文化祭2022」の視察、調査を実施する。

【美ら島おきなわ文化祭2022】

令和4年10月22日（土）～ 11月27日（日）

令和4年度収支予算（案）

【収入の部】

(単位：千円)

項目	金額	備考
1 県負担金	6, 831	長崎県からの負担金
計	6, 831	

【支出の部】

(単位：千円)

項目	金額	備考
1 総務費	1, 249	実行委員会及び企画会議運営費
2 広報宣伝費	5, 582	統一名称、キャッチフレーズ募集等
計	6, 831	

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 統一名称(愛称)・キャッチフレーズ募集要項(案)

参考

令和7年度に長崎県で開催される第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭(以下、文化祭)は、長崎県らしい伝統・芸術文化の魅力、平和や国際交流の意義の発信を行い、本県の特色ある地域資源を最大に活用して、国内外から訪れる方々に長崎県の文化を楽しんでいただくことを目指しています。この文化祭の機運を高めるため、文化祭を象徴し、広く県民に愛されるような「統一名称(愛称)」と「キャッチフレーズ」を募集します。

募集作品

①統一名称(愛称)

親しみやすく呼びやすい、長崎県らしさあふれる言葉で表された、文化祭の名称・呼び名。「ながさき〇〇文化祭」「〇〇ながさき文化祭」などのように「ながさき」の文字を必ず入れてください。「ながさき」の文字は、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字(NAGASAKIなど)でも可能です。末尾に「文化祭2025」を必ず入れてください。

②キャッチフレーズ

長崎県で開催する文化祭の趣旨や目的、文化祭に向けた思いを印象づける言葉。文化祭開催についての基本方針は長崎県ホームページの「国民文化祭」ページ内を参照ください。

募集期間

令和4年12月5日(月)～令和5年1月31日(火) (当日消印有効)

応募資格

制限はありません

賞

「統一名称(愛称)」「キャッチフレーズ」それぞれ

最優秀賞 各1点 賞金 5万円・賞状

優秀賞 各1点 賞金 2万円・賞状

学生優秀賞 各1点 1万円相当額の図書カード・賞状

※受賞者が高校生以下の場合は、賞金に代えて相当額の図書カードを贈呈します。

※複数の方から応募があった作品が入賞した場合、抽選により受賞者を1名決定します。

応募方法

(インターネット)



申込フォームに必要事項を入力のうえ、送信してください。



申込フォームQRコード



必要事項を明記の上、このチラシについているはがき・郵便はがき・インターネット(長崎県ホームページ内「長崎県Webアンケートシステム」)のいずれかの方法で応募してください。

このチラシのはがきに63円切手を貼って郵送してください。または、郵便はがきに必要事項をもれなく記入して郵送してください。

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県文化観光国際部 文化振興・世界遺産課内
第40回国民文化祭 第25回全国障害者芸術・文化祭 長崎県実行委員会
統一名称(愛称)・キャッチフレーズ募集係 行

統一名称(愛称)

作品の説明・込められた思い

キャッチフレーズ

作品の説明・込められた思い

審査及び発表

- ◆有識者等で構成する選考委員会で審査し、入賞者を決定します。
- ◆入賞作品の発表は令和5年5月頃に入賞者本人に通知するとともに長崎県ホームページ等で公表します。

その他

- ◆最優秀作品は、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭の「統一名称(愛称)」「キャッチフレーズ」として採用し、その広報活動などに広く使用します。
- ◆採用した統一名称(愛称)およびキャッチフレーズの著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)、商標権その他一切の権利は、第40回国民文化祭 第25回全国障害者芸術・文化祭 長崎県実行委員会に帰属します。
- ◆応募作品は、作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものに限りません。応募作品について著作権等に関する問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
- ◆応募作品は返却しません。
- ◆応募作品は補作(加筆・修正)を行った上で入賞作品とする場合があります。
- ◆住所、名前、電話番号等の個人情報については、本事業実施に関わる事務以外には使用しません。なお、入賞者の名前、住所(市町村名)、職業(学校名・学年)については原則公表します。
- ◆この募集要項に違反したものは、審査の対象となりません。後日違反が判明した場合には、入賞を取り消すことがあります。
- ◆応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします

参考(他県開催の大会愛称・キャッチフレーズ)

開催年(県)	統一名称(愛称)	キャッチフレーズ
令和6年(岐阜)	清流の国ぎふ文化祭2024	ともに・つなぐ・みらいへ～清流文化の創造～
令和5年(石川)	いしかわ百万石文化祭2023	文化鉤爛(ぶんかけんらん)
令和4年(沖縄)	美ら島おきなわ文化祭2022	文化芸術の花 咲いわたり
令和3年(和歌山)	紀の国わかやま文化祭2021	山青し 海青し 文化は輝く

お名前	(年齢)	歳
ご住所	〒	
電話番号		
ご職業	小学生 中学生 高校生 大学生 一般 (○をつけ下さい) 種類記入欄(学年・年齢)	

